



市営住宅が入居しやすくなりました！



市営住宅への入居に関して、条件を緩和することで、入居しやすい環境を整えています。住まいにお困りの人は、過去に入居を断念された人も、お問い合わせください。



建築課住宅係 ☎ (63)2217

緩和の内容

1 市外在住者でも申し込みが可能

以前

市民のみ



変更

入居後に住民票を異動すれば、市外からも可能

2 連帯保証人を選出できない人向けに家賃債務保証制度を導入

以前

市内在住で同一以上の収入を有する連帯保証人の選出が必要。



変更

連帯保証人を選出できない人は、市が指定する家賃債務保証会社と契約することで、年額1万円の委託料の負担で入居が可能になります。
※家賃債務保証会社の審査があります。
※緊急連絡先の届出は必要です。

3 単身での入居可能な属性と住戸の拡大

以前

入居可能な属性／
高齢者や障がい者等の一定の要件を満たす人
入居可能な部屋／
2DK以下の間取の住戸もしくは築年数が経過した団地に限定。



変更

入居可能な属性／市営住宅の入居要件を満たせば、誰でも単身の入居が可能。
入居可能な部屋／大幅に緩和しています。詳しくは、市ホームページをご確認ください。
※単身者は身元引受人の選出が必要です。

4 子育て世帯の優先入居を創設

市営住宅は属性によって一般の世帯より優先的に入居できる、「優先入居制度」を設けています。令和6年度からはこの制度に、子育て世帯(18歳未満の子がいる世帯)を追加されています。

5 入居可能な所得上限を緩和

市営住宅では入居可能な世帯所得の上限を設けていますが、**高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、若者夫婦世帯(夫婦のみの世帯でいずれか一方が45歳以下である世帯)**等は、所得上限額を緩和し、入居しやすくなりました。

詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、住宅係または下記の指定管理者へお問い合わせください。
(令和7年4月1日より、指定管理者が変わりました。)

指定管理者 かめま住まいサポートセンター
所在地 〒322-0073 西鹿沼町145番地1
問い合わせ ☎ (74)7234

鹿沼・栗野合併20周年
若者支援情報

ひきこもり地域支援
民生委員・児童委員

市税等納付
市営住宅

かえる組活動レポート
健診

高齢者のいきいき
コミュニティ

市民のひろば

みんなの健康

お知らせ

まる博

